OSAKA

林業雇用たより

大阪府林業労働力確保支援センター
社団法人大阪府木材連合会
大阪市西区新町３丁目６－９
TEL：06-6538-7524　FAX：06-6531-9184
E-mail　mokosaka@leaf.ocn.ne.jp

「緑の雇用担い手対策事業」研修スタート

林業就業者の減少と高齢化が進む中で、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の着実な推進に必要な森林整備の担い手を確保・育成するための研修事業。

基　本　研　修　20年6月～200日間
技術高度化研修　20年6月～100日間

技術高度化研修での集合研修（河南町山林）

大阪府林業労働力育成協議会の開催

（平成20年6月10日）

本府の森林・林業の現状を踏まえた、林業労働力の育成確保対策を協議し、その効果的な推進を図ることを目的とした標記会議が大阪木材会館で開催されました。

平成20年度の主な事業

①地域林業雇用改善促進事業（厚生労働省委託事業）

- 林業雇用改善アドバイザーを配置
- 林業就業希望者に対しての求人情報の提供と相談指導
- 林業事業主等に対して自発的な雇用改善の取組を促進するため労働法関係法規、各種制度、具体的事例などについて相談指導

②森林・林業雇用総合対策事業（林野庁補助事業）

- 林業労働力育成協議会の開催
- 大阪府森林組合本店、各支店、林業事業体等を巡回し相談指導

③緑の雇用担い手育成対策事業（全国森林組合連合会委託事業）

- 本事業内容の周知、活用募集支援と事業体が行う実地研修に向けた、府・全国森林組合への届出等の取りまとめ業務
- 緑の雇用担い手研修に係る監督・検査の実施

―20年度林業労働力育成協議会委員のみなさま―

No.	役　職	氏　名	所　属
1	会　長	中道　正	財団法人 林野弘済会大阪支部 支部長
2	副会長	藤岡秀之	社団法人 日本労務研究会関西支部 支部長
3	委　員	河本一夫	社団法人 日本森林技術協会大阪事務所所長
4	委　員	竹中正一	大阪府森林組合
5	委　員	大村裕治	社団法人 大阪林業土木協会
6	委　員	西原賢吾	林材業労働災害防止協会近畿地区担当安全管理士
7	行政機関	津本裕二	大阪府環境農林水産部みどり都市環境室森林課課長補佐
8	行政機関	長谷川照生	大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐
9	行政機関	菊谷久雄	大阪労働局労働基準部監督課主任監察監督官
10	行政機関	西田久勝	大阪西公共職業安定所 業務部長
11	行政機関	松本誠司	近畿中国森林管理局販売課長
12	行政機関	宮本雄二	（独）森総研 森林農地整備センター近畿北陸整備局水源林業務課長

（平成20年4月1日現在）

平成20年度 第1回

「林業就業支援講習」が開催される

この講習は林業への就業希望者に対して、就業に向けた知識・体力・グループ作業等林業に必要な事柄を経験することにより、自己に適性であるかを判断・確認するために実施しています。今回は定員一杯の15名の受講者がありました。

と　　き　平成20年5月8日（木）～31日（土）の18日間
と こ ろ　大阪木材会館及び府内の実習地
講習内容　林業についての座学・安全教育・作業機具の講習・実地講習等
受 講 者　15名（修了者14名）

林業就業支援講習をおえて

清 水 宏 耕（28歳）

特に自分にとって一番勉強になったのは、実地講習だったと思います。その前に座学で、チェンソー・刈払機の点検や扱い方、山に入るに当たっての注意等いろいろ学びましたが、実際、山に入って講習を受けることで林業という職に対して、イメージがわきやすくなりました。現場で働いている人と話せたのもよかったです。実地講習と座学を併用しながら学べたらもっと判りやすかったと思います。

講習を受ける前にも自分でいろいろ調べて、林業に対しても少し理解しているつもりでしたが、実際講習を受けて、初めてわかったことが多く、今後林業に自分が従事していく上でとてもためになったと思っています。

地球環境の面から見ても、またビジネスという面から見ても、今はまだまだ途中段階かもしれませんが、今後ますます林業は発展していくと思うし、奥が深く、可能性がいろいろ広がっていると僕自身は思いました。僕の将来も、これからが楽しみです。ありがとう御座いました。

「緑の雇用」事業 平成20年6月スタート

林業の担い手の減少と高齢化を改善するため、新たな後継者づくりに取り組む林業事業体を支援する「緑の雇用」事業。緑の担い手が一日も早く育つように応援しています。

平成20年度、大阪での「緑の雇用」事業は、基本研修（1年目研修）では6事業体10名、技術高度化研修（2年目研修）では3事業体4名の合計14名でスタートしました。研修は平成20年6月から平成21年3月まで行われます。

それぞれの研修に、研修生が全員集まって行う集合研修が義務づけられており、技術高度化研修の中では、玉掛け、小型移動式クレーン等の技能講習も実施し、資格を取得しています。

技術高度化研修での座学

玉掛け技能講習（エス・シー・エム教習所）

緑の雇用事業における研修体系整理図

1年目研修
- 基本研修
  - 基礎・専門研修（集合研修　約20日）
  - 実地研修　180日（事業体における研修）
    - （育成研修　上限140日）公有林業非収益事業地における研修
    - （実践研修　180日…育成研修日数）請負地等収益事業地における研修

2年目研修
- 技術高度化研修
  - 風倒木処理研修（集合研修　約20日）
  - かかり木等処理研修／実地研修　80日（事業体における研修）

3年目研修
- 森林施業効率化研修
  - 施業効率化研修（集合研修　約10日）
  - 高効率低コスト作業システム研修／実地研修　140日（事業体における研修）

事業体指導員指導能力向上研修（集合研修　約5日）

産・学・官きょうどう「おおさか河内材活用研究会」の活動が始まりました。

大阪府南河内農と緑の総合事務所
釜谷　聡

木材の特徴などについて説明を受ける

地域の間伐材の有効利用により、地域林業の活性化と森林の保全を図る活動が産・学・官協働で始まりました。

今回は第一弾として、6月27日（金）、28日（土）の両日に分かれ、デザインの研究と「おおさか河内材」の特徴を知るため、製作担当の大阪芸術大学生を対象とした視察活動を行いました。参加者は学生47名と大学関係者9名、総勢56名です。

家具製作の見学

視察先は、堺市美原区の大阪木材工場団地内にある「高級家具専門メーカー」と河内長野市にある大阪府森林組合の国産材製材工場です。

施設の見学後、学生は市内の森林に入って間伐作業と丸太の皮むき作業を行い、森林・林業について理解を深めるとともに、「おおさか河内材」に直に触れ、色合い、肌触り、匂い等を実感しました。

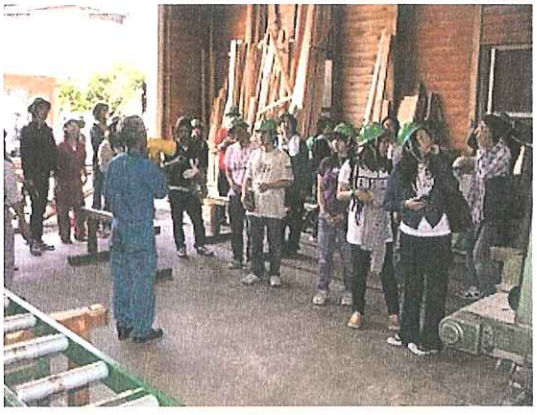
国産材製材所(ウッドベースかわちながの)の見学

今後、大学では学科別に製作活動に入り、年度末には新たな木材製品等の試作品完成に繋げる予定です。

森林ボランティア団体の指導で間伐作業

ハローワークの農林業等就職相談コーナーのお知らせ

あなたの農林漁業への就職を
ハローワークが応援します！

1) 全国の求人情報を提供
2) 農林漁業に関する相談と紹介
3) 関連団体からの案内を展示
4) 研修・体験制度等の情報提供

相談風景

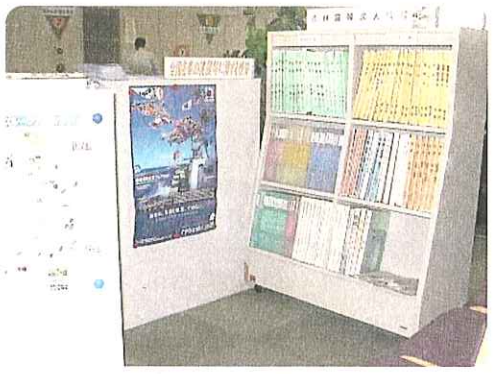
コーナー風景

ハローワーク大阪西
（大阪西公共職業安定所）

農林業等就職相談コーナー
・就農等支援コーナー
1階4番窓口

〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34
TEL06-6582-5271 FAX06-6581-5462
ホームページ http://osaka-rodo.go.jp/hw/nishi/
ご利用時間：月曜日～金曜日（土・日・祝日休み）
8:30～17:15

地球温暖化防止
～オフィスに木の香りとやすらぎを～

大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室 活動支援グループ
高峰 光一

大阪府では、地球温暖化防止や森林づくりを進めるため、「大阪府木材利用推進指針」等を定め、公共事業を中心とした木材利用を進めてきました。

今回、民間企業をはじめ、広く府民の方々に木材を利用していただくことを狙いとして、大阪府、林野庁近畿中国森林管理局、社団法人大阪府木材連合会の主催で地球温暖化防止「オフィスに木の香りとやすらぎを」展示会を平成19年11月15日から22日に開催しました。近畿中国森林管理局において、趣旨に賛同していただいた25の企業や団体から提供された様々な木材製品の展示を行いました。

本展示会は初の試みであったにも関らず、期間中にたくさんの来場者があり、来場者からは「やはり国産の木材を使うのが一番いい」、「木を使っていた頃の暮らし思い出す」、「このような展示会を次回も行って欲しい」などの声をいただき、木材に対する関心や興味の高さを知ることができました。

なお、この展示会での取り組みを契機として、木材の利用拡大を通じた地球温暖化防止や森林の適正な管理のため、企業等での木材製品の購入や利用促進を目的とした「大阪府木材利用クラブ」が設立されました。（設立日：平成20年2月15日、クラブ員：21団体、会長：越井木材工業（株）、事務局：（社）大阪府木材連合会）また、大阪府では地球温暖化対策の一環として、同クラブ員が製作した木材製品中に固定されているCO2量に応じ、府が認証した「認証製品」を購入した企業に「CO2固定量の認定証」を交付する「大阪府木づかいCO2認証制度」を創設しました。

今年は京都議定書第1約束期間の初年度です。地球温暖化の原因となっているCO2の吸収源として森林に対する国民の期待はますます高まっています。間伐等の森林整備はもちろんのこと、多くの方々に木材の利用を通じた森林づくりの大切さや地球温暖化防止に対する関心を高めていただくため、今後は、来場者の声等も反映させながら、木材を見て、触れて、感じることが出来る展示会を継続して開催していこうと考えています。

〈次回の展示会の案内〉

■と　き：平成20年10月7日（火）～12日（日）、ただし7～10日は9:00～17:00
　　11、12日は10:00～16:00（11、12日は「水都おおさか森林の市2008」を同時開催）

■ところ：林野庁近畿中国森林管理局1階ロビー（大阪市北区天満橋1-8-75）

近畿中国森林管理局ロビーでの展示会の様子

大阪府木材利用クラブ設立

最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

改正の概要

1 地域別最低賃金はこうなります

・地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、**生活保護の施策との整合性**にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。（詳しくは、厚生労働省HP、都道府県HPに掲載されていますので、ご確認下さい。）

・地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が**2万円から50万円**に引き上げられます。

2 産業別最低賃金はこうなります

・産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、**労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。**

3 適用除外規定が見直されます

・障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、**最低賃金の減額特例**が新設されます。

4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

・派遣労働者については、**派遣先の地域（産業）の最低賃金**が適用されます。

5 最低賃金が額の表示が時間額のみになります

・時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、**時間額のみ**になります。

施行期日：公布日（平成19年12月5日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

労働契約法が施行（平成20年3月1日）

就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり、個別労働紛争が増えています。この紛争の解決の手段としては、裁判制度のほかに、平成13年から個別労働紛争解決制度が、平成18年から労働審判制度が施行されるなど、手続面での整備はすすんできました。しかし、このような紛争を解決するための労働契約についての民事的なルールをまとめた法律はありませんでした。

このような中で、平成19年12月に「労働契約法」が制定され、労働契約についての基本的なルールがわかりやすい形で明らかにされました。**労働契約法は、平成20年3月1日から施行されています。**これにより、紛争が防止され、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されます。

詳しくは、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）へ